

平成30年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	H30. 7. 27	H30. 8. 1	宗教法人「〇〇」規則	6	1						1									(7条2号) 責任役員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	生活文化局都民生活部管理法人課
2	H30. 7. 23	H30. 8. 6	・不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援について（通知）（29生私行第23号） ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）（29生私行第89号） ・不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について（通知）（29生私行第77号） ・義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）（29生私行第106号）	139	1																生活文化局私学部私学行政課
3	H30. 7. 23	H30. 8. 6	(1)学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）（27文科初第289号） (2)連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭う恐れがある児童生徒の安全の確保に向けた取り組みについて（通知）（27生私行第45号） (3)不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（28生私行第2384号） (4)無国籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細やかな支援の充実について（通知）（27生私行第1639号） (5)不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）（27生私行第3660号） (6)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）（28生私行第3113号） (7)児童生徒の教育相談の充実について（通知）（28生私行第3339号） (8)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（28生私行第3423号）																	(1)当該文書は、実施機関では取得及び作成しておらず、存在しない。 (2)～(8)当該公文書は、文部科学省からの通知を受け、都が作成を行ったものだが、保存期間が1年の公文書であるため、平成28年度以前のものについては現に保有しておらず、存在しない。	生活文化局私学部私学行政課
4	H30. 7. 30	H30. 8. 8	NPO法人担当（指導班）は、文部科学省児童生徒課回答に基づき、「フリースクール」活動NPO団体が、行政委託欠いても、正当な活動NPO団体と認めるに足りる資料求める。（全部）※義務教育学齢期の子どもの利用について。																	請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課
5	H30. 7. 31	H30. 8. 8	一般財団法人〇〇 公益目的支出計画実施報告書等のうち貸借対照表及び正味財産増減計算書（平成28年度及び平成29年度）	6	1																生活文化局都民生活部管理法人課
6	H30. 7. 26	H30. 8. 9	30生都地第430号「平成30年度地域の底力発展事業助成に係る助成事業の選定及び助成金の交付決定について（第2回募集分）」のうち、〇〇にかかる助成金交付決定通知書（第4号様式）の写し	3	1						1									(7条2号) 代表者氏名については、特定の個人が識別できる情報であるため	生活文化局都民生活部地域活動推進課

平成30年度 公文書開示状況（8月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
7	H30. 7. 26	H30. 8. 9	〇〇プロジェクトメンバーが私の「苦情」に、「都に対し詳しく状況確認、説明を行い、その旨ご理解いただきました」と△△(7月分)に書いている、当該文書					1			1	1							(7条2号) 当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に係る「苦情」という行為が存在するか否かという東京都情報公開条例第7条第2号に該当する個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報を公にすることとなるため (7条3号) 当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に係る〇〇での事態の発生の有無を把握しているか否か又は当該事態への対応の有無を都が公にすることとなり、その結果、〇〇に何らかの問題があるものとの疑いを生じさせ、〇〇構成員との信頼関係の損失や〇〇の信用の低下等による〇〇の内部管理及び円滑な運営に支障を及ぼすこととなるため	生活文化局都民生活部地域活動推進課	
8	H30. 8. 2	H30. 8. 9	一般財団法人〇〇 公益目的支出計画実施報告書等のうち貸借対照表及び正味財産増減計算書(平成27年度から平成29年度まで)	9	1															生活文化局都民生活部管理法人課	
9	H30. 6. 29	H30. 8. 13	私立学校教育助成金調査表(A表)のうち、2事業活動収支計算書(平成29年度決算)(学校法人〇〇外108法人)	109		1						1								(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
10	H30. 8. 1	H30. 8. 24	東京芸術文化評議会運営要綱外9件		1															生活文化局文化振興部企画調整課	
11	H30. 8. 1	H30. 8. 24	「2020年に向けた東京文化プログラムについて(案)」外15件	188		1					1	1	1		1					(7条2号) 個人の住所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため (7条3号) 提案プロジェクト等については、法人独自の提案やノウハウ等の模倣により独自性や創造性が損なわれるおそれがあり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 個人・法人の印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 事業予定等については、未確定な情報で都民の間に混乱を生じることによって事業計画の企画・立案に影響を及ぼすなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局文化振興部企画調整課
12	H30. 8. 17	H30. 8. 24	特定非営利活動法人〇〇の平成24、25年度 事業報告書類	14		1					1	1								(7条2号) 代表権のある理事以外の理事、監事及び社員の氏名並びに住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
13	H30. 7. 13	H30. 8. 28	私立学校教育助成金調査表(A表)のうち、2事業活動収支計算書(平成29年度決算)及び貸借対照表(学校法人〇〇外113法人)	228		1						1								(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
14	H30. 8. 15	H30. 8. 29	30生私行第2084号(H30. 8/6)開示した通知書(鑑)の文部科学省通知類が、私学校(各校)の不登校取り組み実施しているか分かるもの求める。※文書事務の手引306頁~第7通知文-1-(1)アの点の鑑である。					1												平成30年8月6日付30生私行第2084号により開示した文部科学省からの通知文書に基づき、各私立小中学校において不登校に対する取組を実施したことがわかる文書は、実施機関では対象となる公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局私学部私学行政課